

群馬大学オープンアクセスポリシー

令和4年4月13日

役員会決定

(趣旨)

- 1 群馬大学（以下「本学」という。）は、「群馬大学基本理念」に基づき、本学において生産された研究成果を学内外に無償で公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内の各学部等が発行する学術雑誌に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を群馬大学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシーは、本ポリシー策定後に公表された研究成果に適用する。なお、本ポリシー策定前に公表された研究成果の公開も推奨する。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される適切な版（出版社版、著者最終稿等）を、共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に提出する。リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、「群馬大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、総合情報メディアセンター運営委員会で協議して定める。

附 則

本ポリシーは令和4年4月13日から適用する。